

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

| | | ☐ 新規 ☐ 変更 | | | | | |
|--|--|--|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| (宛先) 京都府知事 | | 令和2年9月15日 | | | | | |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府長岡京市開田1丁目1番1号 | | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 長岡京市 市長 中小路 健吾 電話 075-955-9542 | | | | | |
| 主たる業種 | 市町村機関 | 細分類番号 | 9 8 2 1 | | | | |
| 事業者の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 | | | | | | |
| 計画期間 | 令和2年4月から令和5年3月まで | | | | | | |
| 基本方針 | 令和4年度末時点で、令和2年度から4年度の温室効果ガス排出量平均削減率を、基準年度比-0.6%以上にする。 | | | | | | |
| 計画を推進するための体制 | 「長岡京市役所地球温暖化防止実行計画」に規定されている体制で、計画を推進する。 | | | | | | |
| 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 | 温室効果ガスの排出の量 | 基準年度 (29~1)年度 | 第1年度 (2)年度 | 第2年度 (3)年度 | 第3年度 (4)年度 | 増減率 | |
| | 事業活動に伴う排出の量 | 4,200.7 トン | 4,022.0 トン | 4,011.1 トン | 3,989.9 トン | -4.6 パーセント | |
| | 評価の対象となる排出の量 | 4,015.0 トン | 4,007.0 トン | 3,996.1 トン | 3,974.9 トン | -0.6 パーセント | |
| 目標の根拠 | 長岡京市役所地球温暖化防止実行計画に定める目標との整合を図ったもの。 | | | | | | |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等 | 事業の用に供する建築物の用途 | 原単位の指標 | 基準年度 (1)年度 | 第1年度 (2)年度 | 第2年度 (3)年度 | 第3年度 (4)年度 | 増減率 |
| | 事務所 | 事業活動に伴う排出の量 (従業員数) | 4.11 | 3.93 | 3.92 | 3.90 | -4.70 パーセント |
| | | 事業活動に伴う排出の量 () | | | | | パーセント |
| 原単位の指標及び目標の根拠 | 従業員数を原単位として、目標は令和元年度実数値である1023人が継続するものとして算出した。 | | | | | | |
| 重点的に実施する取組の実実施計画 | 基準年度 (1)年度 | 第1年度 (2)年度 | 第2年度 (3)年度 | 第3年度 (4)年度 | 備考 | | |
| | 100.0 パーセント | 100.0 パーセント | 100.0 パーセント | 100.0 パーセント | | | |
| 具体的な取組及び措置の内容 | (2)年度 | 長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進 | | | | | |
| | (3)年度 | 長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進 | | | | | |
| | (4)年度 | 長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進 | | | | | |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置 | 措置の内容 | 市役所より5km未満の徒歩又は自転車通勤の者に対して、マイカー通勤の者より通勤手当を割増支給している | | | | | |
| | 上記の措置を採用する理由 | 割増支給することで、マイカーから徒歩又は自転車通勤への変更を促すことができると考えられるため | | | | | |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 | 区分 | 第1年度 (2)年度 | 第2年度 (3)年度 | 第3年度 (4)年度 | 備考 | | |
| | 森林の保全及び整備によるもの | 15.0 トン | 15.0 トン | 15.0 トン | | | |
| | 府内産の木材の利用によるもの | トン | トン | トン | | | |
| | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの | トン | トン | トン | | | |
| | グリーン電力証書等の購入によるもの | トン | トン | トン | | | |
| | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの | トン | トン | トン | | | |
| 合計 | 15.0 トン | 15.0 トン | 15.0 トン | | | | |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動 | <ul style="list-style-type: none"> 市内で活動している環境団体への支援、市街地への植樹、森林・竹林整備、環境フェアの実施 環境教育の実施、薪ストーブの設置補助、市内間伐材薪購入補助、住宅エコリフォーム補助、住宅用自立型再生エネルギー導入事業費補助 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | |

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実実施率を地球温暖化対策指針で定める

注6 注7 注8 注9 注10 注11 注12 注13 注14 注15 注16 注17 注18 注19 注20 注21 注22 注23 注24 注25 注26 注27 注28 注29 注30 注31 注32 注33 注34 注35 注36 注37 注38 注39 注40 注41 注42 注43 注44 注45 注46 注47 注48 注49 注50 注51 注52 注53 注54 注55 注56 注57 注58 注59 注60 注61 注62 注63 注64 注65 注66 注67 注68 注69 注70 注71 注72 注73 注74 注75 注76 注77 注78 注79 注80 注81 注82 注83 注84 注85 注86 注87 注88 注89 注90 注91 注92 注93 注94 注95 注96 注97 注98 注99 注100